

草 都 審 第 6 号

平成29年12月20日

草津市長 橋 川 涉 様

草津市都市計画審議会

会長 塚 口 博 司

草津市景観計画の変更（景観形成重点地区の指定）について（答申）

景観法（平成16年法律第110号）第9条第2項に基づき、平成29年12月8日付け草都発第3293号をもって諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記事項を当審議会の意見といたします。

#### 記

- ・東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区における色彩基準については、歴史的景観に配慮したまちなみ形成が図られるよう、市内の他の区域よりも厳しい基準を定めることについて、推奨色（マンセル数値にて表示）を参考にしながら検討すること。